

よくわからない贈り物にご用心 ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

ネガティブ・オプションとは、申し込みをしないのに勝手に商品を送りつける商法です。そして、送りつけられた人がその商品を購入しないと、購入の意思があると決めつけ代金の請求をします。

このような場合は、代金を支払う必要はありません。



また、送られてきた商品は届いた日から十四日間（商品の引き取りを販売業者の請求した場合は、その日から七日間）を過ぎれば自由に処分できます。ただし、保管期間中に商品を使うと購入の承諾とみなされ代金を支払わなければなりません。これも注意が必要です。

身に覚えがない

料金の請求

利用した覚えのない「電話料金」や「延滞金」「調査費」「手数料」などと偽って法外な料金を請求してきます。過去に利用した未払い分と勘違いさせたり、家族が利用したと思いつまみせ支払わせることを狙った悪質なものです。

身に覚えがない請求は放置しておけば大丈夫ですが、詐欺の疑いがあるので警察に届けましょう。



悪質商法にひっかからないための心得5カ条

- 一、財産や家族構成をむやみに教えない
- 一、契約前に家族や公的機関に相談を
- 一、署名やハンコはすぐ押さない
- 一、断るときははっきりと
- 一、うまい話はまず疑おう



頃からその手口や対処方法などを身に付け、正しい判断能力を養いましょう。
大切な財産を守るのはあなた自身です。

悪質商法は次々と手を変え品を変え、私たちに忍びよってきます。無料で何かしてくれる、驚くほど簡単にお金がもつかる、みるみる病気が治る健康食品がある…。こんな話が舞い込んだら、まず疑うことです。世の中にはそれほどウマイ話は転がっていません。
悪質商法などの被害にあわないためにも日

消費生活に関する
疑問・相談はこまじへ

東部消費生活相談室
（26 7605）